

令和4年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時

令和5年1月19日（木） 10時00分～11時15分

◎ 場所

議会棟2階 第6委員会室

◎ 出席者

《委員》角田委員、橘田委員、巻委員、金子委員、武石委員、小林委員、
大久保委員、安井委員、滑川委員、高島委員、大谷委員、相澤委員、
青木委員

《事務局》杉本保健部長、今野副理事、地域保健支援課長 他

《傍聴人》0名

◎ 欠席者

松本委員、黒須委員

◎ 会議資料

《事前配布》

- ・次第
- ・歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例
- ・さいたま市歯科口腔保健審議会規則
- ・資料1 さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について
- ・資料2-1 (仮称) さいたま市次期健康増進計画の位置づけ
- ・資料2-2 (仮称) さいたま市次期健康増進計画骨子案概要
- ・資料2-3 (仮称) さいたま市次期健康増進計画策定スケジュール
- ・資料3 「さいたま市の歯科口腔保健推進計画」目標指標推移と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価について
- ・参考資料1 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（骨子案）
- ・参考資料2 次期基本的事項における歯科口腔保健パーパス
- ・参考資料3 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項における目標・指標（案）

- ・ **参考資料 4** (仮称) さいたま市口腔保健センターの整備について

《当日配布》

- ・ さいたま市障害者歯科相談医ガイドブック

1 開会

- ・ 議事録は、会長一任により承認いただき、公開することによろしいか。

《委員》異議なし

2 挨拶

3 議事

(1) 会長選出

歯科口腔保健審議会規則第2条第1項に基づき角田委員が選出されるとともに、同規則第3条第1項に基づき職務代理として巻委員が指名された。

(2) さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について

《資料》

- ・ **資料 1** さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について
事務局より資料に基づき説明。

<御意見・質疑>

巻委員：

2年に1回の改訂だが、閉院した歯科医院の掲載の扱いはいかがか。

事務局：

ガイドブックには、掲載時点を記載している。また、閉院の連絡をいただいた場合は、次回の改訂まで、現状のまま配布することを了承いただいている。

(3) 「次期さいたま市歯科口腔保健推進計画」の策定に」について

《資料》

- ・ **資料 2-1** (仮称) さいたま市次期健康増進計画の位置づけ
- ・ **資料 2-2** (仮称) さいたま市次期健康増進計画骨子案概要

- ・ **資料 2-3** (仮称) さいたま市次期健康増進計画策定スケジュール

<御意見・質疑>

なし

4 意見交換

(1) 「さいたま市歯科口腔保健推進計画」と「歯科口腔保健の基本的事項」について

事務局より資料に基づき説明。

本市の現状と国の「歯科口腔保健の基本的事項」の最終評価から関係団体の取組みや今後必要な取組みなどについて御意見を伺いたい。

《資料》

- ・ **資料 3** 「さいたま市の歯科口腔保健推進計画」目標指標推移と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価について

<御意見・質疑>

会長：

目標指標に達していない項目に対しては対策が必要である。まずは、歯科疾患の予防における目標について、問題点、解決策、関係団体の取組み等について、橘田委員の意見を伺いたい。

橘田委員：

40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合が悪化傾向だが、コロナ禍ということもあり歯科の受診控えが問題である。歯科受診の必要性を伝えていくべきである。

会長：

金子委員、補足説明等いかがか。

金子委員：

40歳代は、現役世代である。歯科検診を行っている事業所の割合も悪化傾向であることから、事業所への歯科検診を充実させることが重要ではないか。

会長：

安井委員いかがか。

安井委員：

過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合が改善傾向ではあるものの、目標達成が危ぶまれている状況である。妊娠中や40歳代というターゲットエイジでの健診を展開していくことで、結果は向上していくのではないかと。

会長：

滑川委員の御意見はいかがか。

滑川委員：

歯科の問題を先送りにする傾向と新型コロナウイルスの影響による受診控えが問題である。歯科医療機関は、感染対策にしっかりと取組まれているため、受診者に歯科受診の安全性をアピールすると良いのではないかと。

会長：

歯科検診を行っている事業所の割合が悪化傾向である。骨太の方針2022において国民皆歯科健診を具体的に検討することについて触れている。これを受けて、武石委員の御意見を伺いたい。

武石委員：

今年度第1回の書面会議にて、同内容について御意見をださせていただいた。法定の歯科検診は法改正があり、指導が強化されたことにより改善傾向となったと考えられる。国が国民皆健診について方針を示していけば、状況はさらに改善するのではないかと。

さいたま市の事業所検診の周知について、新たな取組みとして行うセミナーについて具体的な内容を教えていただきたい。

事務局：

令和5年1月24日に市内の事業所向けに「事業所における歯科保健の重要性」をテーマに当市の佐伯歯科医師の講義と参加者によるセッションを行う研修会を実施予定である。当日の状況等、次回の審議会で報告させていただく。

会長：

次に生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上について、口腔機能の状態に問題があると思われるが、大久保委員の御意見をいただきたい。

大久保委員：

埼玉県歯科衛生士会は、さいたま市から委託され、健口教室を担当している。現在

のコロナ禍においては、マスクを着用したまま口腔機能向上の体操を実施しているため、パワーポイントを活用する等工夫をしている。今後も実施方法について工夫を重ねていきたい。

会長：

在宅サービスを提供する立場から大谷委員の御意見をいただきたい。

大谷委員：

在宅サービス課では居宅介護支援事業所と訪問看護ステーションを行っている。ケアマネージャーから歯科への通院が困難な方に訪問歯科診療を提供するように計画を立てている。訪問看護ステーションでは、訪問時に利用者と家族に対しての口腔衛生に関する指導等を実施している。

会長：

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健について、障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数の実績が伸び悩んでいる。

高島委員の御意見はいかがか。

高島委員：

自身の施設は、さいたま市から指定管理を受けた、就学前のお子さんが通う通所施設であり、年に1回は歯科検診を実施している。コロナの流行時は、園及び歯科医師の判断により検診の実施を検討していたが、昨年度、今年度は実施し、検診以外にも保護者への指導や職員への指導も行い、効果を実感している。

会長：

障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診については、さいたま市歯科医師会も積極的に実施している。引き続き積極的なアプローチが必要である。

意見交換は、終了とするが、その他に何か御意見等はいかがか。

大久保委員：

令和4年度第1回歯科口腔保健審議会において、さいたま市教育委員会から埼玉県歯科衛生士会に委託されている小学校の歯科巡回指導について、提案させていただいた。現在は、対象の4、5、6年生いずれか一学年に対し、3年に一度口腔衛生指導を行っているが、実施学年の選定は学校で異なるため、指導を受けることなく卒業を迎える学年がある。このことから、保健センター勤務の歯科衛生士のお力を借り、切れ目のない指導ができるよう提案させていただいた。提案に対する今日現在の教育委

員会の検討状況と次年度の事業計画をお聞かせいただきたい。また、委員の皆さまにも小学校の巡回指導に対しての御意見をいただきたい。

会長：

事務局から回答をお願いしたい。

関係課：

教育委員会としても、学齢期から切れ目のない歯科保健指導が重要と考えている。現行の事業では大久保委員の御指摘のとおり、小学校高学年を対象とした学校巡回指導は3年に1度の実施のため、専門的な指導が受けられず卒業を迎える学年があることは事実である。教育委員会の対策案としては、歯肉炎予防対策に適した学年である5年生を対象とした事業の実施が必要と考えているが、埼玉県歯科衛生士会のマンパワー不足の問題もあることから全面委託は難しく、また、教育委員会所属の歯科衛生士だけで全校を訪問することも厳しいため、保健センター所属の歯科衛生士と連携し、事業の実現を目指したい。また、中学生への指導については、学習指導要領の改定に基づき、希望校のみの実施から全校実施を計画し(対象は1、2年のいずれかの学年)、こちらは埼玉県歯科衛生士会への委託を考えている。

一般的に学齢期は一連のライフステージから切り離して考えている市町村が多い中、さいたま市は教育委員会にも歯科衛生士が配置されていることから、保健センター等市長部局の歯科衛生士と連携することで、地域の子ども達に対する切れ目のない歯科保健指導が実現できるものと考えている。

会長：

委員の御意見はいかがか。

橘田委員：

教育委員会と保健センターの歯科衛生士が連携して、切れ目のない指導は重要と考えるため、是非事務局に連携についてお願いしたい。

巻委員：令和4年度第1回歯科口腔保健審議会の大久保委員からの提案に対し、事務局は「平成30年に開催された厚生労働省主催の行政歯科保健担当研修会の中で、文部科学省から「地域との連携」の中に「保健センター」の文言があったことは事実である。さいたま市には、教育委員会をはじめ、各区に歯科衛生士が配属されていることから、児童生徒の歯科口腔保健の推進のためには、保健センター歯科衛生士の協力が必要不可欠である。新型コロナウイルス感染症の発生により、事業のあり方も見直す時期に入っており、今後の事業については、歯科医師会や歯科衛生士会、保健センターの歯科衛生士と連携していきたいと考えている」と回答している。

コロナ禍においては、学校でマスクを着用している。マスクの弊害として、口呼吸があり、口呼吸により、むし歯や歯肉炎が起りやすくなる。

事業のあり方について、考えるだけでなく、来年度は実行していく時期ではないか。さいたま市は、全国的にみても多くの歯科衛生士を雇用している。是非、保健センターの歯科衛生士と連携して事業を実施していただきたい。

保健センター歯科衛生士の連携について、保健センターの見解をお聞かせ願いたい

会長：

巻委員から次年度より具体的に事業を進めてほしいとの意見があったが、事務局回答を願いたい。

関係課：

さいたま市には、教育委員会をはじめ、各区に歯科衛生士が配属されていることから、協力体制を組むことはできる。

次年度に向けて保健センターと健康教育課が連携し協議していく。

大久保委員：

令和5年度は委員改選があるため協議内容は、審議会において報告いただきたい。

関係課：

具体的な計画が決まり次第、報告させていただく。

安井委員：

小学5年生を対象に歯科保健指導を行うという話であった。

小学校の学習指導要領では、6年生の生活習慣病の項目にう蝕、歯肉炎の予防がある。5年生の指導時にも、ブラッシングの目的等も加味していただきたい。

コロナ禍において、小学校の中学年、高学年の歯肉炎が多くなっているが、明らかに口の汚れとの相関がでてきている。マスクをしていることから、口腔のケアに対する意識が落ちてきているとの報告もあるため、指導により子ども達をサポートしていただきたい。

小林委員：

市内薬局に、さいたま市障害者相談医ガイドブックを設置している。利用状況について、アンケートを実施したいと考えている。また、患者からガイドブックが欲しいと言われたことがある。個人への提供は可能か。

事務局：

各区役所の情報コーナー、保健センター等に配布している。また、市のホームページでも公開している。

5 報告

(1) (仮称) さいたま市口腔保健センターの設置について

事務局より資料に沿って報告。

《資料》

- ・ 参考資料4 (仮称) さいたま市口腔保健センターの設置について

6 閉会